※ 介護保険の該当者等は車椅子購入助成等の制度 があるので原則貸出は出来ません。 但し、修理等で数日程度貸し出す場合はその限 りではない。

岩見沢市社会福祉協議会車椅子貸出要領

(目 的)

第1条 本要領は、社会福祉法人岩見沢市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が車椅子を短期的に貸出することにより、岩見沢市民の生活上の利 便性を確保し、在宅福祉の向上に資することを目的とする。

(貸出期間)

第2条 車椅子の貸出期間はおおむね30日以内とする。ただし、特別な事情がある場合は所定の手続きを経た上で、その都度1週間程度延長することができるものとする。

(利用者の定義)

- 第3条 車椅子を利用できる者は、次のとおりとする。
 - (1) 入院または入所中で、一時帰宅等のため短期に必要な者
 - (2) 旅行等の外出で一時的に必要な者
 - (3) 車椅子購入前で試用を必要とする者
 - (4) 介護保険等で福祉用具のサービスを受けようとする者で、試用を必要とする者
 - (5) 車椅子介助等のボランティアをしようとする個人または団体
 - (6) その他、本会が必要と認めた者

(貸出及び返却)

第4条 貸出及び返却は、原則として岩見沢広域総合福祉センターで行う。ただし、特別な事情がある場合は参酌のうえ、その都度対処することができるものとする。

(提出書類)

第5条 車椅子の借用を申し出ようとする者は、本会所定の様式で借用願を提 出し、承認を得なければならない。 (車椅子の維持・管理)

- 第6条 車椅子は、利用者の責任において原則として室内で維持・管理するものとする。また、利用者が使用期間中に著しい過失により破損、汚損、亡失等が生じた場合については利用者が実費にて弁償するものとする。 (事故等)
- 第7条 利用者が、本会が貸出した車椅子によって生じた交通事故、誤認操作 などによる転倒等いかなる事故があっても利用者の自己責任とし、本会 は一切の責任は負わないものとする。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年6月20日から実施する。